任期付職員の募集について

東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局では、2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会(以下、「大会」という。)におけるセキュリティ対策を推進しており、大会におけるサイバーセキュリティ等に関する資料の作成・整理、会合の準備・開催、対外的な説明、関係機関との連絡調整等に従事していただくため、任期付職員を募集します。

1. 応募資格

以下の全ての要件を満たす者

- 大学卒業以上の学歴(又は同等以上の学力)を有すること。
- サイバーセキュリティに関する十分な知識・経験を有すること。
- 大会に向けた政府全体の事務の調整に必要な企画力、建設的な思考力、説明 力を有すること。
- 国際的な大規模イベントに向けたサイバーセキュリティに関する業務に2年間以上従事した経験を有すること。なお、サイバーセキュリティの監視に関する業務に2年間以上従事した経験を有することが望ましい。
- 当該採用期間にわたり、継続して勤務が可能なこと。
- 日本国籍を有し、外国籍を有しないこと。
- ※ 次のいずれかに該当する者は応募できません。
 - (1)日本の国籍を有しない者
 - (2) 国家公務員法第38条の規定により国家公務員になることができない者
 - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶 予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年 を経過しない者
 - ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政 党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 - (3) 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けているもの(心神耗弱を原因とするもの以外)

2. 採用予定人数

1名

3. 採用予定期間

令和2年4月1日から1年間(職務の状況によっては任期変更もあり得ます) ※ 詳細については、相談の上決定。

4. 待遇等

(1) 採用形態

「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」により、任期付の国家公務員として採用します。給与は、これまでの経歴等を考慮の上決定します。 採用後は、任期付職員として勤務していただきます。

(2)勤務時間·休暇等

勤務時間:午前9時30分から午後6時15分(昼休み1時間を含む。土、日、 休日を除く。)

休 暇:年次休暇20日(年の途中で新たに職員となった場合には、その年 の在職期間に応じて決定。20日を限度に翌年に繰越可。)、特別休 暇、病気休暇、介護休暇

5. 選考方法

1次選考:書類審查

2次選考:1次面接(1次選考の結果、2次選考を行うこととなった方の

み、2次選考の日時・場所等を連絡します)

3次選考:2次面接(2次選考の結果、3次選考を行うこととなった方の

み、3次選考の日時・場所等を連絡します)

6. 応募方法

次の書類を応募期限までに、下記の提出先までお送りください(必着)。

書類審査の結果については、令和2年1月14日(火)までに合格者に対し連絡します。(この日までに連絡がない場合には、書類審査の結果が不合格となりますので、ご了承ください)

なお、1次面接及び2次面接の具体的な日時については、書類審査及び1次面接 合格の連絡の際にご案内いたします。

※ 応募書類の提出に応じ、応募期限前であっても随時選考を行います。

(1) 提出書類

① 履歴書(写真貼付のこと、様式自由)

IT・セキュリティに関する資格を有する場合には、その証書の写しを添付

- ② 戸籍謄本1通(発行日から3ヶ月以内のもの)
- ③ 業績リスト
- ④ 研究成果、執筆論文等がある場合は、その写し(最近のもの3点以内)

(2) その他

- ① 書類提出の際には、封筒の表に「任期付職員応募」と朱書きしてください。
- ② 戸籍謄本は、受験者の外国籍の有無を確認するために提出を求めるものです。
- ③ 提出いただいた応募書類は返却しません。
- ④ 応募書類に記載されている個人情報は、職員の採用のために使用し、他の目的には使用いたしません。
- (3) 応募期限

令和元年12月27日(金)18時15分必着(持参不可、郵送のみ)

(4) 提出先及び問い合わせ先

T100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事 務局(担当:佐藤、千々岩)

電話(03)3581-0322

7. 備 考

- (1) 最終的に採用内定者に選考された場合、現在職に就いている方は、採用時に 当該所属先を退職していただく必要があります (休職は不可)。
- (2) 採用内定者には、健康診断を受診(自己負担により任意の医療機関で実施)していただきます。